

【参考資料】

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例)

総務部課税課

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和8年3月31日付けで行った朝霞市都市計画税条例の一部改正に係る専決処分について承認を求めるものです。

公布（専決）日：令和8年3月31日
施行日：令和8年4月1日

【改正内容】

附則第2項 わがまち特例

【法附則第15条第14項の条例で定める割合】

都市再生緊急整備地域における都市利便施設等の課税標準における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

附則第3項 わがまち特例

【法附則第15条第32項の条例で定める割合】

市民緑地の用に供する土地の課税標準における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

附則第4項 わがまち特例

【法附則第15条第36項の条例で定める割合】

水防法に基づき浸水被害軽減地区に指定された地区内にある土地の課税標準における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

附則第5項 わがまち特例

【法附則第15条第37項の条例で定める割合】

都市再生特別措置法に係る一体型滞在快適性等向上事業における滞在快適性等向上施設の用に供する固定資産における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

附則第 6 項 わがまち特例

【法附則第 15 条第 4 1 項の条例で定める割合】

特定都市河川浸水被害対策法に係る貯留機能保全区域内にある土地の課税標準における特例措置の割合

法律改正にあわせて改正

新附則第 7 項 わがまち特例

【法附則第 15 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合】

改修特別特定建築物に係る課税標準における特例措置の割合

法規定の新設にあわせて新設

旧附則第 7 項

【改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】

法律改正にあわせて改正

条例の項ズレによる改正

旧附則第 8 項

旧附則第 9 項

旧附則第 10 項

旧附則第 11 項

旧附則第 12 項

【宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例】

条例の項ズレによる改正

旧附則第 13 項

【農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例】

条例の項ズレによる改正

旧附則第 14 項

旧附則第 15 項

旧附則第 16 項

【市街化区域農地に対して課する令和 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例】

条例の項ズレによる改正

旧附則第17項

【宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等】
法律改正にあわせて改正
条例の項ズレによる改正

旧附則第18項

【宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等】
条例の項ズレによる改正

旧附則第19項

読替規定
条例の項ズレによる改正

旧附則第20項

【用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例】
条例の項ズレによる改正

担 当

総務部課税課

庶務係 048-463-2851

市民税係 048-463-2852

固定資産税係 048-463-2875